

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 3 月 16 日付 3 職厚第 106 号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）及び同日付 3 職厚第 107 号で行った公文書開示決定（以下第 106 号による処分を「本件処分 1」と、第 107 号による処分を「本件処分 2」といい、以下これらの処分を「本件処分」と総称する。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 3 月 11 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、及び の対象期間ごとの 2 件の開示請求（以下「本件開示請求」と総称する。）を行った。

長崎県庁の事業場（長崎市尾上町）について、労働安全衛生法（以下「安衛法」という。）の規定に基づいて長崎県本庁舎知事部局で選任された衛生管理者自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

令和 3 年 4 月 1 日～ 6 月 30 日

同年 8 月 1 日～ 10 月 31 日

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 4 年 3 月 16 日付けで、対象期間 について「巡視を実施していない為」として本件処分 1 を（以下本件処分 1 に係る対象文書を「本件文書 1」という。）、対象期間 については、「令和 3 年 8 月 25 日及び 9 月 8 日の職場巡視結果（以下「本件文書 2」という。）」を特定し、本件処分 2 を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 4 年 3 月 26 日付けで審査請求（以下

「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、追加で対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 安衛法第12条第1項では、「事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務（第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。）のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。」とされている。労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）で定められた定期的な衛生管理者の作業場等の巡視を実施する措置義務は事業者たる長崎県知事に課されているものである。

しかし、対象期間の間には安衛法の措置義務の履行がなされていない状態にあったという。対象期間では、令和3年8月25日及び9月8日に衛生管理者が作業場等の巡視を行ったとして、「職場巡視結果」と題する資料が対象文書として特定されている。つまり、対象期間において8月1日から8月24日まで、8月26日から9月7日まで及び9月9日から10月31日まで衛生管理者による作業場等の巡視が実施されていなかったとの説明がなされている。以上のとおり、二つの対象期間の間に安衛法の措置義務の定期的な履行がなされていない状態にあったとする到底信じがたい説明がなされている。

(2) 一般に労務管理においては、「一週間とは、就業規則その他に別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいうものであること」とされている。この例に倣って、暦週の初日を日曜日と設定すると、対象期間においては、4月4日日曜日から6月26日土曜日までに満12週ある。また、対象期間においても、8月4日日曜日から10月30日土曜日までに満13週ある。「少なくとも毎週一回」の頻度の作業場等の巡視が履行されているならば、対象文書がそれぞれ少なくとも12件以上及び13件以上の巡視結果に関わる資料があつてしかるべきである。

しかしながら、本件処分1においては対象文書が不存在とされ、本件処分2においては、8月25日及び9月8日に実施した資料2件のみが対象文書として特定されている。つまり、本件処分2では、8月1日から8月21日までの3週分、8月29日から9月4日までの1週分及び9月12日から10月30日までの7週分の合計で、本件文書2のほかに合計11週分の衛生管理者による作業場等の巡視の資料がほかにあってしかるべきである。これらは日曜日を暦週の初日と定義した場合であるが、いずれの曜日を週の初日に設定しても本件処分で示された件数の資料では、文書の特定が不十分である。

- (3) 以上から、対象文書が存在しないとする本件処分1及び「公文書を保有していない理由」の提示、並びに対象文書が2件しかないとする本件処分2は安衛法の規定（安衛法第12条第1項・安衛則第11条第1項）に抵触している状態であり、合理的でない。よって、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 本件処分について

本件開示請求の内容は、長崎県庁の事業場について、対象期間 及び において安衛法に基づいて本庁知事部局で選任された衛生管理者自身が作業場等の巡視を実施した日に関し、衛生管理者が行った作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料である。

対象期間 においては、衛生管理者による作業場等の巡視を行っていないため、当該文書は作成しておらず、不開示決定（公文書不存在）とした。

対象期間 については、当該期間において衛生管理者による作業場等の巡視を8月25日及び9月8日の2回行っており、当該巡視について作成した文書を開示決定した。

(2) 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、衛生管理者による作業場等の巡視が履行されているはずであるから、対象期間 において12件以上の文書が作成され存在するはずであり、また、対象期間 において2件のほかに11件以上の文書が作成され存在するはずであり、よって、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める旨主張する。

しかしながら、前記(1)で述べたとおり、対象期間 において衛生管理者による作業場等の巡視を行っていないため当該文書は作成しておらず、また、対象

期間 において衛生管理者による作業場等の巡視を行ったのは、8月25日及び9月8日の2回であり、それ以上の巡視を行っていないため、当該2回の巡視にかかる文書以外の文書は作成していない。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件文書の保有の有無について

(1) 衛生管理者について

衛生管理者については、安衛法第12条第1項及び労働安全衛生法施行令第4条により、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから衛生管理者を選任し、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進等、衛生に係る技術的事項を管理させなければならないとなっており、安衛則により、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないとなっている。

(2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、以下のとおりであった。

ア の期間中、本庁知事部局において衛生管理者による職場巡視は実施していないとのことであった。安衛則上の対応については格別、本件文書1が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分1は妥当である。

イ の期間中、本庁知事部局において衛生管理者による職場巡視を行ったのは、8月25日及び9月8日の2回のみとのことであった。安衛則上の対応に

については格別、本件文書 2 以外に文書が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、実施機関が本件文書 2 を特定して行った本件処分 2 は妥当である。

ウ したがって、本件処分はいずれも妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 付言

結論は前記第 1 のとおりであるが、衛生管理者の巡視に関して、実施機関においては、法令の趣旨を踏まえながら相応の対応に努められるよう望むものである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年5月13日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年6月7日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和4年7月8日	・審査会（審査）
令和4年7月12日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長